

特別養護老人ホーム ディアコニア

【 入所のご案内 】

この度は、ディアコニア（以下「当施設」という）への入所をご検討いただき、誠にありがとうございます。当施設は、全室個室のユニット型 特別養護老人ホームであり、介護保険の指定を受けた指定介護老人福祉施設です。

当施設への入所に当たり、ご理解いただきたい点をご説明いたします。

1．はじめに

介護保険の入所施設のうち、当施設は「介護老人福祉施設」です。

「介護老人福祉施設」は、「生活の施設」と位置づけられており、当施設は全室ユニット型個室となっており、利用者が画一的な集団生活ではなく個々に在宅での暮らしに近い日常生活をおくることができます。

2．入所のお申込み

入所のお申込みは、「特別養護老人ホーム ディアコニア 入所申込書（以下「入所申込書」という）にご記入の上、当施設へご提出ください。その際、介護保険証を確認させていただきますのであわせてご持参下さい。（当施設で、介護保険証の写しをいただきます。写しは当施設で対応させていただきます）

入所のお申込みに来られた際は、施設見学、入所の流れ、施設の概要、介護サービスの内容等についてご説明いたします。入所のお申込みに来られる際は、あらかじめお電話等でご連絡をお願いします。

お申し込み後、要介護度やご本人・ご家族の状況等に変更があった場合、当施設へ連絡をお願いします。

（要介護度・ご家族の状況等につきましては、入所申込者基準に大きく関わります）
入所申込書の有効期限は3年間です。

3．入所の決定方法

「静岡県指介護定老人福祉施設優先入所指針」に基づき、当施設での優先入所検討委員会（年3回以上開催）において、入所申込者基準により算定された合計点数の高い順に優先入所順位を設定します。

（入所申込書内の項目で、「入所を希望する時期」に対し、「当面必要はないが、将来的には入所を希望したい」にチェックされた場合は、優先入所順位の名簿には登録されません）

優先入所順位の名簿に登録された方を対象として、ご本人の心身の状況、生活歴、病歴等の精査を行い、最終的な入所の可否を判定させていただきます。

空室となった場合、優先入所順位の名簿順にご家族へ入所の意思の確認を行います。

意思確認の結果、入所をご辞退した場合、一時的に優先入所の順位を繰り下げる等を行います。

なお、当施設では、性別や状態等による入所者の区分は一切行っていませんので、空室となったユニットへ入所していただきます。

(ただし、ご本人の状況に応じ、居室を調整させていただく場合もあります)

また、老人福祉法による措置入所の依頼があった場合、優先入所順位の名簿に関わらず措置入所が優先されます。

4 . 入所の基準

当施設は、入所者 8 ~ 10 名毎にグループを作り、それぞれのグループを生活単位として共同による日常生活を営んでおります。(これを「ユニット」と呼んでいます)

このため、他の入所者との関係等により、「特別な対応を必要とする場合」及び「一定以上の医療行為を必要とする場合」は入所をお断りする場合があります。

入所の基準は下記のいずれの条件も満たす方となります。

(1) 要介護認定

- ・ 介護保険で要介護 3 から 5 の認定を受けた方
要介護 1 及び 2 の方は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情がある場合に限り、特例的に入所が認められます。
(入所に対し、該当・非該当は保険者(市町村)へ意見照会を行い判断します)

(2) 精神状態

- ・ 連続する奇声・大声・暴力行為等、施設での生活に支障をきたす著しい問題行動のないこと。
- ・ 医療的処遇が適当と思われる著しい精神障害症状のないこと。

(3) 健康状態

- ・ 入院加療を要する病態でないこと。
- ・ I V H、気管カニューレなど施設での医療的対応の範囲を超える状態でないこと。
- ・ 常時又は頻回の喀痰吸引など、常に医療行為を必要とする状態でないこと。
- ・ 酸素療法、インシュリン注射、尿カテーテル、ストーマ等は、その都度入所判定を行い、受け入れ可能と認められる状態であること。
- ・ 疥癬など入所困難と認められる伝染性疾患を有しないこと。

5 . 医療体制について

当施設では、非常勤の嘱託医師が 1 名おります。看護師は日中のみ勤務しております。夜間帯は看護師が不在となり宅直体制となります。緊急時は看護師へ電話連絡による対応をしておりますが、病院とは異なる生活施設であることをご理解ください。

< 入所受入れ可否表 >

	胃ろう	経鼻	インシュリン	在宅酸素	吸引	バルーン	ストーマ
受入れ	人数制限あり	人数制限あり	1日/ 1回まで	相談	日中のみ		

医療に関して、「当施設は生活の場であり、入所後も在宅での生活の延長となります。この為、在宅でできる医療に関しては当施設でも可能な限り対応する」という考えを持っています。

入所後に入所の基準を満たさない状態となった場合、ご家族と相談し、ご家族・ご本人の意向に沿った対応をさせていただきます。場合によっては、適切な受け入れ先をご紹介し、退所となる場合もございますので予めご了承ください。

6 . 個室・ユニットケアについて

当施設の居室はすべて個室となっており、プライバシーを尊重し、その人らしい生活をおくることができるように全室に洗面・トイレを設置しています。

居室は、入所者お一人おひとりのプライベートな場所であり、ご自分の時間を過ごしていただくことができます。反面、入所者の転倒などの事故が、職員の目の届かないところで起きる可能性があること、また多床室の施設より居住費の負担額が高額になります。費用負担やリスクの面で相違もありますのであらかじめご承知おきください。

入居者同士が馴染みの関係をつくり、お一人おひとりの顔が見え生活を営むため、ユニットごとに共用の生活空間を設けています。居室から出たら馴染みの入所者同士が気楽に集える場所として、食堂兼リビングがユニット中央に配置されています。

介護については、ユニットごとに決まった職員（ユニット担当）が介護サービスを提供しています。家庭的な雰囲気の中で入居者の生活リズムに合わせたケア、お一人おひとりへの個別性の対応を行います。これにより小さな変化への気づきが可能となります。介護サービスは、施設サービス計画に基づいて、食事・排泄・入浴等の介護、生活に関する相談、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を提供します。

また、当施設における機能訓練は、生活リハビリを基本としております。

日常生活においてご自分ができる事はご自分で行うよう働きかけるとともに、出来る範囲で行っていただくことにより、身体機能の維持向上とともに主体性や意欲を引く出す機会となるよう努めております。

8 . 契約書・重要事項説明書の閲覧について

サービス契約書・重要事項説明書の内容は、ご要望に応じて閲覧できます。事前にご覧になりたい方は、当施設までお越し下さい。

9 . 成年後見制度の利用について

認知症など、精神上的の障害により判断能力が不十分な方については、成年後見制度のご利用をお勧めします。

10 . ご相談・お問い合わせ

当施設への入所相談、お問い合わせ、見学希望等は下記のとおりです。ご遠慮なくお申出下さい。

〒437-1311 静岡県袋井市山崎5902-167

特別養護老人ホーム ディアコニア

TEL : 0538-23-0380

FAX : 0538-23-0383

[受付時間 : 8 : 30 ~ 17 : 30]

入所申込者評価基準

優先入所の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計した点数又は5の点数とする。

1. 本人の状況

本人状況	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1
点数	50	40	30	10	5

2. 介護者等の状況

(1) 自宅((2)以外の場所)の場合

ひとり暮らしで、介護者がいない	50点
介護者が要介護状態、病気療養中又は障害を有することにより、介護が困難	
介護者が要支援状態又は高齢者であることにより、介護が困難	40点
ひとり暮らしで、介護者がいるが、日常的に介護を受けることが困難	30点
複数人を介護しているため、介護が困難	
介護者が就労又は育児をしているため、介護が困難	
から まで以外の状態であるが、介護が困難	20点

(2) 介護保険施設等に入院又は入所している場合

養護老人ホーム、経費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は法令で定めるその他の福祉施設(介護付きの施設を除く)	20点
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、のうち介護付きの施設又は病院	10点

3. 居住地

施設所在地と同一の市町内又はその市町と介護保険の保険者として一部事務組合を設立している市町内	20点
施設所在地と同一の圏域内(を除く)又は県内の隣接市町内	10点
施設所在地の圏域外	0点

4. 特別な状況

特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合は、その状況に応じて20点を限度に加算することができる。

5. その他

- (1) 介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合については、1から4までの合計点数に関わらず“ 150点 ”とする。
- (2) 6か月以内に入所することを希望しない者については、1から4までの合計点数に関わらず“ 0点 ”とする。